

「メタンハイドレート開発促進事業」の 評価指定の適否について(案)

平成 18 年 3 月 23 日
評価専門調査会

総合科学技術会議は内閣府設置法第 26 条第 1 項第 3 号に基づき、大規模な研究開発その他の国家的に重要な研究開発について評価を行うこととされている。このうち、総合科学技術会議が評価の必要を認め指定する研究開発については、評価専門調査会が府省等における対応の状況を踏まえつつ、総合科学技術会議による評価の必要の有無を調査・検討することとしている。

このたび、評価専門調査会では以下の研究開発について、総合科学技術会議が必要と認め評価を行う研究開発に指定すべきか否かの調査・検討を行った。

1. 対象

今回の調査・検討では、「平成 18 年度概算要求における科学技術関係施策の優先順位付け等について」(平成 17 年 10 月 18 日)における指摘事項を受け、評価専門調査会の議員・委員の意見に基づいて、「メタンハイドレート開発促進事業」を対象とした。

2. 調査・検討の方法

評価専門調査会において、経済産業省及び研究責任者から当該研究開発について説明を受けた後、総合科学技術会議が必要と認め評価を行う研究開発に指定すべきか否かを検討し、結論を得ることとした。

第5 1回評価専門調査会（1月26日）

経済産業省及び研究責任者からの説明

質疑応答

指定の適否についての検討

第5 2回評価専門調査会（2月24日）

追加質問事項に対する経済産業省及び研究責任者からの説明

質疑応答

指定の適否についての検討

第5 3回評価専門調査会（3月23日）

調査・検討の結論

3．調査・検討事項

総合科学技術会議が必要と認め指定して評価を行う場合、その指定の視点としては、本研究開発の計画の変更状況（フェーズ1の計画期間の2年間延長）を受けて、「計画の著しい遅延や予定外の展開が見られるもの」が考えられた。このため、計画延長に至った経緯と経済産業省における中間評価結果（産業構造審議会産業技術分科会評価小委員会、以下、「産構審評価小委員会」という。）等について説明を受け、これらを踏まえて評価対象としての指定の適否について検討した。

4．結論

我が国のエネルギーセキュリティにおいて、新しいエネルギー資源の開発の重要性は広く認められるところであり、メタンハイドレ

本研究開発は全体が3つのフェーズ（研究期間）に分けられており、当初の計画では、フェーズ1が平成13年度から6年間、フェーズ2が平成19年度から5年間、フェーズ3が平成24年度から5年間であった。

ートも有力な候補の一つに挙げられている。当初は、6年間のフェーズ1における2回の陸上産出試験の結果を受け、フェーズ2における海上産出試験の実施が計画されていた。計画の2年間延長は、海域での試錐結果に基づき、2回目の陸上産出試験について手法の変更の必要性が生じたことによるものである。

経済産業省においては、計画の変更を含めて産構審評価小委員会による外部に開かれた厳正な評価を受け、本評価結果を踏まえた具体的な取組を開始したところである。日本周辺海域の資源量の確度ある推定、効率的な産出手法の開発、環境影響に対するマクロなリスク評価、生産コストのより確度ある算定といった点も踏まえて、フェーズ1については、引き続き産構審評価小委員会による指摘に基づき計画を実施することが望まれるものであり、現時点において本研究開発を総合科学技術会議が改めて指定して評価する必要性は認められない。しかしながら、メタンハイドレートを石油代替エネルギーとして利用可能にするためには、国内外のエネルギー需要や他の石油代替エネルギー開発の進展状況等を勘案しつつ、経済性に見合った産出手法を開発することが不可欠であり、さらにメタンハイドレート開発による海洋環境あるいは地球環境への影響評価を的確に実施することが極めて重要である。このような観点から、評価専門調査会ではフェーズ1からフェーズ2への移行時(第2回陸上産出試験の終了後の平成20年度初頭を目途)に、改めて評価指定の適否に関して調査・検討することが適当であると判断する。